

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター  
先輩起業家メンター事業 実施要領

(目的)

第1条 本事業は、自身で事業を立ち上げた経験を有する企業経営者（以下、「先輩起業家」という。）が、創業体験や業界知識などをもとに実践的なアドバイスや情報提供などを行うことによって、創業後間もない経営者及び創業予定者を側面から支援するとともに、創業者間のネットワーク形成の地盤づくりを目的として実施する。

(支援対象者)

第2条 本事業の支援対象者は、道内に事業所を有する創業後概ね5年以内の経営者及び道内で創業を予定している者とする。

(先輩起業家メンターの登録及び登録抹消)

第3条 公益財団法人北海道中小企業総合支援センター（以下、「センター」という。）は、自身の創業体験や業界知識などをもとに経営に関する実践的なアドバイスや情報提供などを行う先輩起業家を「先輩起業家メンター」として登録する。

- 2 先輩起業家メンターは、創業後概ね1年以上の現役経営者とする。
- 3 経営コンサルタント事務所、税理士事務所、行政書士事務所などの専門的な知識サービス等を提供する事業所を営む者は、原則、先輩起業家メンターから除くものとする。
- 4 先輩起業家メンターの選定・登録及び登録期間は、別に定める。
- 5 先輩起業家メンターに登録する者は、様式1「先輩起業家メンター登録承諾書」をセンターに提出する。
- 6 センターは、登録した先輩起業家メンターの氏名及びプロフィール等を記載したリスト（以下、「登録者リスト」という。）を作成し、公開する。
- 7 次の各号のいずれかに該当するときは、センターは、先輩起業家メンターの登録を取り消すことができる。
  - (1) 先輩起業家メンターとしての守秘義務を守らない場合
  - (2) この事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合
  - (3) 本人と連絡が取れなくなった場合又は本人が事業を廃業した場合

(相談の申込方法)

第4条 先輩起業家メンターへ相談を希望する者は、様式2「先輩起業家メンター事業 相談申込書」（以下、「相談申込書」という。）をセンターに提出する。

(相談対応の方法)

- 第5条 先輩起業家メンターと支援対象者との相談対応は、原則、インターネットを介して行われるオンライン環境で行うものとする。
- 2 相談時間は、原則1時間以内、一相談者の相談頻度は、原則月1回以内とする。
  - 3 相談対応は、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く）の9時から12時及び13時から17時の間とする。
  - 4 相談対応には、原則センター職員も参加する。

(費用負担)

第6条 相談対応を行うのに伴い発生する通信料、機器費用、システム等利用料、交通費等は、その利用者が各自で負担するものとする。

(先輩起業家メンターの報酬)

第7条 先輩起業家メンターの報酬は、無報酬とする。

(守秘義務)

第8条 先輩起業家メンターは、相談対応することにより知り得た支援対象者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、センター理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月16日から施行する。